

## 事業所内保育施設の設置・運営を考えておられる 中小企業事業主の皆様へ

広島県では、従業員の保育ニーズに応じて事業所内保育施設を設置・運営される中小企業事業主の皆様を支援しています。その概要と手続きの流れは次のとおりです（詳しくは要綱を御覧いただくか、産業人材課までお問い合わせください。）。是非、御活用ください。

### ■補助対象となる事業主

県内に事業所を有し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定するとともに、広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度に登録をしている中小企業事業主等。（ただし、国、地方公共団体、国又は地方公共団体が2分の1以上を出資している法人を除く。）

### ■補助対象となる事業

県内に事業所を有し、かつ、一定の要件（※）を満たす事業所内保育施設（認可外保育施設）の設置又は運営に係る事業

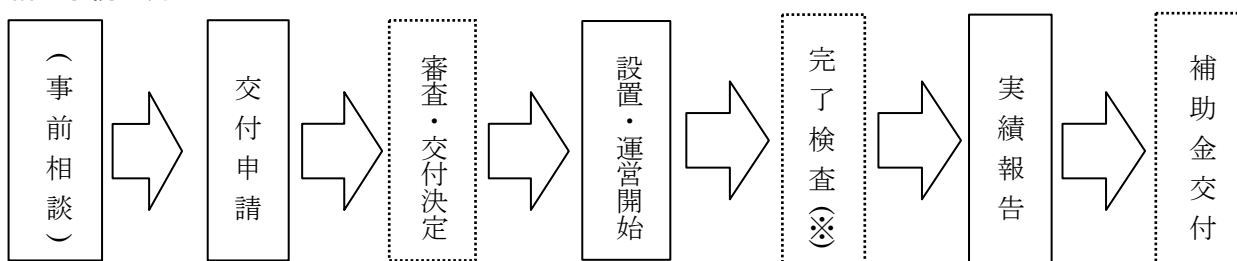
※〔一定の要件〕

- ・新たに設置する事業所内保育施設であること。
- ・乳幼児の定員が3人以上10人未満であること。
- ・認可外保育施設指導監督基準を満たしていること。
- ・同一事業所内保育施設について、国、地方公共団体等から補助金等を受給し、又は受給する予定がないこと。等

### ■補助対象経費及び補助金額等

種類	補助対象経費	補助率	補助限度額
設置費	・事業所内保育施設の新築、増築、改築、購入に要する費用等 ・保育遊具及び備品等の購入に要する費用（1品当たり1万円以上50万円未満、計150万円まで）	2/3	1,500万円
運営費	人件費相当額（給料、諸手当及び社会保険料）		400万円 (最長3年間)

### ■補助手続の流れ



※ 設置・運営開始後、年度内に完了検査を受ける必要があります。

【問い合わせ先】 広島県商工労働局産業人材課女性人材グループ  
住所：〒730-8511 広島市中区基町 10-52  
電話：082-513-3419（ダイヤルイン） FAX：082-222-5521  
E-mail：syojinzai@pref.hiroshima.lg.jp

詳細は、県HPを御覧ください。

仕事と家庭の応援 広島県

検索

別 添

平成24年1月10日

健康福祉局地域福祉課長 様

商工労働局産業人材課長

広島県事業所内保育施設整備促進補助金の広報について（依頼）

当課では、従業員のニーズに応じて事業所内保育施設を設置する中小企業事業主等に対して補助金を交付しています。

ついては、貴所属所管の介護事業所群（ユニット）に対し、この事業について広報してください。

担 当：女性人材グループ 中野  
連絡先：082-513-3419（ダイヤルイン）

平成 24 年 1 月 11 日

広島県福祉・介護人材確保事業  
複数事業所連携事業各補助事業者 様

広島県健康福祉局地域福祉課  
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

広島県事業所内保育施設整備促進補助金の広報について（通知）

このことについて、別添のとおり、広島県商工労働局産業人材課から平成 23 年度の補助事業について周知の依頼がありましたので、情報提供します。

- 対象(概要) 事業所内に新たに設置する保育施設の設置又は運営
- 補助限度額 設置費 1, 500 万円, 運営費 400 万円 (補助率 2/3)
- 対象期間 現要件では当面平成 23 年度中 (3 月まで)

担当 介護人材グループ

電話 (082) 513-3142

(担当者 岩本)